

取引所株価指数証拠金取引に関する約款 新旧対照表（下線部は変更箇所を示す）

変更前	変更後
<p>第1条～第24条（省略）</p> <p>第25条（本取引の一時停止）</p> <p>お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該事由が解消されたと判断されるまでの間、お客様との間の本取引を停止することができるものとします。この場合、当社は当社に故意または重過失がある場合を除き、本取引の停止に起因してお客様に生じた損害につき、責任を負わないものとします。</p> <p>(1) お客様が当社との本規定またはその他の当社との契約に違反した疑いがあると当社が判断した場合。</p> <p>(2) 本取引口座が、お客様の意思によらずに開設された場合および仮名、借名または成りすまして開設された疑いがあると当社が判断した場合。</p> <p>(3) 本取引口座が、法令違反や公序良俗に反する行為に利用され、または利用される恐れがあると当社が判断した場合。</p> <p>(4) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期<u>間</u>を定めて求めたにも関わらず、これに応じない場合。</p> <p>(5) お客様が、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な改変または操作を行った疑いがあると当社が判断した場合。</p> <p>(6) やむを得ない事情により、本取引を中止すべきであると当社が判断した場合。</p> <p>(7) お客様が、本取引を行うことが不適当であると当社が判断した場合。</p> <p>(8) お客様が、第29条に定める本規定の変更に同意しない場合。</p>	<p>第1条～第24条（現行通り）</p> <p>第25条（本取引の一時停止）</p> <p>お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該事由が解消されたと判断されるまでの間、お客様との間の本取引を停止することができるものとします。この場合、当社は当社に故意または重過失がある場合を除き、本取引の停止に起因してお客様に生じた損害につき、責任を負わないものとします。</p> <p>(1) お客様が当社との本規定またはその他の当社との契約に違反した疑いがあると当社が判断した場合。</p> <p>(2) 本取引口座が、お客様の意思によらずに開設された場合および仮名、借名または成りすまして開設された疑いがあると当社が判断した場合。</p> <p>(3) 本取引口座が、法令違反や公序良俗に反する行為に利用され、または利用される恐れがあると当社が判断した場合。</p> <p>(4) 当社が口座名義人の本人確認<u>又は取引内容・目的の確認</u>に応じるよう期<u>日</u>を定めて求めたにも関わらず、これに応じない場合。<u>(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客様が当社に届出た住所もしくは事務所の所在地へ発送した本人確認を求める書面が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)</u></p> <p>(5) お客様が、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な改変または操作を行った疑いがあると当社が判断した場合。</p> <p>(6) やむを得ない事情により、本取引を中止すべきであると当社が判断した場合。</p> <p>(7) お客様が、本取引を行うことが不適当であると当社が判断した場合。</p> <p>(8) お客様が、第29条に定める本規定の変更に同意しない場合。</p>

取引所株価指数証拠金取引に関する約款 新旧対照表（下線部は変更箇所を示す）

変更前	変更後
<p>第 26 条（解除）</p> <p>お客様から解約の申出があった場合、本取引は解約されるものとします。</p> <p>2 お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は、事前の通知なく、お客様との契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) お客様が本規定に違反し、その程度が著しいと判断できる場合。</p> <p>(2) お客様に前条各号に定める事由が生じ、相当期間を経過しても当該事由が解消されない場合。</p> <p>(3) お客様が当社に虚偽の情報を提供したことが判明した場合。</p> <p>(4) 支払の停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあった場合。</p> <p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(6) 破産手続開始決定の発令を受けたとき、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。</p> <p>(7) お客様が当社に差入れている本取引に係る担保の目的物について差押、仮差押、仮処分の申立てまたは競売手続の開始があった場合。</p> <p>(8) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて差押、仮差押または仮処分の命令があった場合。</p> <p>(9) 外国の法律に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が発生した場合。</p> <p>(10) 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、または連絡がとれなくなった場合。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 26 条（解除）</p> <p>お客様から解約の申出があった場合、本取引は解約されるものとします。</p> <p>2 お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は、事前の通知なく、お客様との契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) お客様が本規定に違反し、その程度が著しいと判断できる場合。</p> <p>(2) お客様に前条各号に定める事由が生じ、相当期間を経過しても当該事由が解消されない場合。</p> <p>(3) お客様が当社に虚偽の情報を提供したことが判明した場合。</p> <p>(4) 支払の停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあった場合。</p> <p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(6) 破産手続開始決定の発令を受けたとき、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。</p> <p>(7) お客様が当社に差入れている本取引に係る担保の目的物について差押、仮差押、仮処分の申立てまたは競売手続の開始があった場合。</p> <p>(8) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて差押、仮差押または仮処分の命令があった場合。</p> <p>(9) 外国の法律に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が発生した場合。</p> <p>(10) 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、または連絡がとれなくなった場合。</p> <p><u>（11）お客様が、日本国籍を保有せず日本国内に居住しており、在留カードもしくは特別永住者証明書の有効期間が満了したまま、更新後の在留カードもしくは特別永住者証明書が提出されないため、新たな在留資格、在留期間及び在留制限等の確認が取れない場合。</u></p>

取引所株価指数証拠金取引に関する約款 新旧対照表（下線部は変更箇所を示す）

変更前	変更後
(1 <u>1</u> ) お客様が満 80 歳の誕生日を迎え、当社が本取引の解除が適当であると判断した場合。 (1 <u>2</u> ) 死亡した場合。 (1 <u>3</u> ) 心身機能の重度な低下により、当社との間で行なう本取引の継続が著しく困難または不可能となった場合。 (1 <u>4</u> ) 第 23 条に違反した場合。 (1 <u>5</u> ) お客様が、当社の業務を妨害しましたは当社の業務に支障をきたす行為を行なった場合。 (1 <u>6</u> ) 相当の期間にわたって、建玉および売買がない場合。 (1 <u>7</u> ) その他、お客様の行為により当社との間における信頼関係が失われたと判断される場合。	(1 <u>2</u> ) お客様が満 80 歳の誕生日を迎え、当社が本取引の解除が適当であると判断した場合。 (1 <u>3</u> ) 死亡した場合。 (1 <u>4</u> ) 心身機能の重度な低下により、当社との間で行なう本取引の継続が著しく困難または不可能となった場合。 (1 <u>5</u> ) 第 23 条に違反した場合。 (1 <u>6</u> ) お客様が、当社の業務を妨害しましたは当社の業務に支障をきたす行為を行なった場合。 (1 <u>7</u> ) 相当の期間にわたって、建玉および売買がない場合。 (1 <u>8</u> ) その他、お客様の行為により当社との間における信頼関係が失われたと判断される場合。
3 お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合において、当社からの催告ないし請求を行ったにもかかわらず当該事由が解消されない場合、当社はお客様との契約を解除することができるものとします。 (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞した場合。 (2) お客様が当社との本規定またはその他一切の取引成立の何れかに違反した場合。 (3) 前 2 号のほか、当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じ、お客様が取引を継続することが不適切であると当社が認めた場合。	3 お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合において、当社からの催告ないし請求を行ったにもかかわらず当該事由が解消されない場合、当社はお客様との契約を解除することができるものとします。 (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞した場合。 (2) お客様が当社との本規定またはその他一切の取引成立の何れかに違反した場合。 (3) 前 2 号のほか、当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じ、お客様が取引を継続することが不適切であると当社が認めた場合。
4 前 2 項に該当する場合、お客様は解除の有無にかかわらず、当社の請求により、当社に対する本取引もしくは建玉等に係る一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務を弁済することとします。	4 前 2 項に該当する場合、お客様は解除の有無にかかわらず、当社の請求により、当社に対する本取引もしくは建玉等に係る一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務を弁済することとします。
5 本条に基づき、本取引が終了する場合は、本取引に係るその他の契約についても同時に終了するものとします。	5 本条に基づき、本取引が終了する場合は、本取引に係るその他の契約についても同時に終了するものとします。
6 本条に基づき本取引が終了する場合において、お客様に未決済の建玉があ	6 本条に基づき本取引が終了する場合において、お客様に未決済の建玉があ

**取引所株価指数証拠金取引に関する約款 新旧対照表（下線部は変更箇所を示す）**

変更前	変更後
<p>るときは、当社は任意に、当該建玉を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様の計算において行うことができるものとします。その決済の結果、当社に対する残債務が生じた場合、お客様は当社に対し、その額に相当する金銭をただちに支払うこととします。</p> <p>7 本取引口座において、建玉がなく、かつ、証拠金預託額が、本取引を行いうる金額に満たない状態が 2 年以上継続した場合には、当社は、解約日の 1 ヶ月前までにお客様に通知することにより、本取引を解約できるものとします。</p>	<p>るときは、当社は任意に、当該建玉を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様の計算において行うことができるものとします。その決済の結果、当社に対する残債務が生じた場合、お客様は当社に対し、その額に相当する金銭をただちに支払うこととします。</p> <p>7 本取引口座において、建玉がなく、かつ、証拠金預託額が、本取引を行いうる金額に満たない状態が 2 年以上継続した場合には、当社は、解約日の 1 ヶ月前までにお客様に通知することにより、本取引を解約できるものとします。</p>
第 27 条～第 33 条（省略）	第 27 条～第 33 条（現行通り）
<b>附則</b> 本規定は、2015 年 12 月 7 日より施行する。 本規定は、2016 年 6 月 25 日より施行する。 本規定は、2017 年 1 月 28 日より改訂、施行する。 本規定は、2018 年 4 月 1 日より改訂、施行する。 本規定は、2019 年 9 月 7 日より改訂、施行する。	<b>附則</b> 本規定は、2015 年 12 月 7 日より施行する。 本規定は、2016 年 6 月 25 日より施行する。 本規定は、2017 年 1 月 28 日より改訂、施行する。 本規定は、2018 年 4 月 1 日より改訂、施行する。 本規定は、2019 年 9 月 7 日より改訂、施行する。 <u>本規定は、2020 年 9 月 12 日より改訂、施行する。</u>